

# 令和2年度 第20回庁議要旨

日時：令和3年1月27日（水）

午前9時～午前10時20分

会場：防災センター

## [審議事項]

### 1 石巻市国土強靱化地域計画の策定について（復興政策部）

東日本大震災から得た教訓を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進のため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、国においては、平成26年6月に国土強靱化基本計画が閣議決定された。

都道府県・市町村においては、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされており、令和元年度に地域の国土強靱化の取組を一層促進するため、防災、安全対策等国土強靱化に係る国の交付金及び補助金の一部について地域計画の策定を交付要件とする方向が示された。

これまで、震災復興基本計画に基づき、防災集団移転促進事業や防潮堤、高盛土道路の整備など、災害に強いまちづくりを進めてきたが、地震、津波のみならず、昨今の異常気象を踏まえ、台風、大雨等の大規模自然災害が発生した場合のリスクを想定し、各リスクへ対応する必要があることから、地域計画を策定し、更に強靱な地域づくりに向けた取組を推進するもの。

#### (1) 主な内容

##### 【計画策定の概要】

##### 第1章 計画の基本的な考え方

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| 1 計画策定の趣旨      | 6 基本目標             |
| 2 計画の位置付け      | 7 事前に備えるべき目標       |
| 3 計画期間         | 8 起きてはならない最悪の事態の設定 |
| 4 計画の対象想定被害    | 9 施策分野の設定          |
| 5 本計画とSDGsとの関係 |                    |

##### 第2章 脆弱性の評価と国土強靱化の推進方針

- 1 脆弱性評価の方法
- 2 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果と推進方針
- 3 施策分野別の推進方針

##### 第3章 計画の推進と見直し

##### 第4章 資料編

- 1 石巻市国土強靱化地域計画に関連する各種計画等一覧
- 2 過去に甚大な被害をもたらした大規模自然災害

##### 第5章 石巻市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業（別冊）

※詳細は別紙のとおり

(2) 今後の予定

令和3年 2月中旬～下旬 パブリックコメント実施

3月下旬 石巻市国土強靱化地域計画策定、市ホームページ等掲載

2 行政手続に関する押印、書面規制等の見直しについて（財務部・復興政策部・総務部）

行政手続については、これまで書面や対面による申請等を前提とし、法令等の根拠が明確でないものについても、慣例的に申請等の本人の意思確認の手段として「押印」を求めてきた。

しかし、行政手続の簡素化により市民負担の軽減や利便性の向上が図られることから、令和2年7月7日付けで総務省より「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知があり、行政手続の見直しによる住民サービス向上への取組が求められている。

市の各種行政手続における慣例的な押印（認印）、書面規制等の見直しを行うことにより、行政手続の簡素化による市民負担の軽減や利便性の向上を図る。

(1) 主な内容

個人及び事業者が行う行政手続において、利便性の向上と簡素化のため、氏名欄の認印（個人における登録された実印又は法人における登録された代表者印以外のもの）の押印等の見直し指針を策定する。

① 行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針について

ア 国・県の法令等に基づき実施する行政手続等への対応

今回の見直し指針の対象とはせず、国や県等から指示される通知等に基づき対応する。

イ 本市で独自に見直し可能な行政手続への対応

次の対応種別に基づき対応する。

(ア) 押印が必要なもの

(イ) 署名が必要なもの（氏名の記載にあたり自署である必要があるもの）

(ウ) 押印も署名も必要ないもの（代筆や印刷されたものなどの記名で良いもの）

② 見直しの時期

①のアについては、国や県等からの通知等に基づき遺漏なく対応

①のイについては、

例規等の改正が伴わない場合は、令和3年3月末を期限に可能なものから早急に見直しを実施する。

様式の簡素化を含む例規等の改正が伴う場合は、令和3年7月末を期限に各担当課等において、例規等の改正を行うとともに、見直しを実施する。

なお、例規等の改正までの間、既存の様式のまま押印を求めない運用を行うものとする。

[参考]

・市に提出される申請書等の内訳（令和2年12月各課回答内容）

区 分		件数	割合
1	押印有	2,369	89.09%
	①市独自の判断で見直しが可能なもの	<b>(2,132)</b>	<b>(80.18%)</b>
	ア市の例規等に定めのあるもの	(1,637)	(61.56%)
	イ法令や例規等に定めのないもの	(495)	(18.62%)
	②国・県の法令等に定めのあるもの	(237)	(8.91%)
2	押印無	290	10.91%
合 計		<b>2,659</b>	<b>100.00%</b>

## (2) 今後の予定

令和3年1月 行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針の策定

2月 押印等の見直しについて庁内へ通知

(随時対応) 各部署において、様式及び規則等を改正

5月 押印等の見直し状況について庁内照会

## 3 産婦健康診査費助成事業の実施について（健康部）

本市の産婦健康診査は、現在ほぼ全員が受診しているが、費用の助成はなく、自己負担となっている。

産後うつや新生児への虐待防止等を図る必要があることから、宮城県と（公社）宮城県医師会が検討を進め、令和3年度から、各自治体と（公社）宮城県医師会が委託契約を締結し、産婦健康診査を実施することとなった。

産後2週間、産後1か月など産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成することにより、産後うつや新生児への虐待防止、身体的機能の回復など産婦に対する支援を強化し、経済的、精神的な負担の軽減を図る。

### (1) 主な内容

① 対象者 市内に住所のある産後2か月以内の産婦（令和3年4月1日以降に出産した産婦）

② 実施方法

ア （公社）宮城県医師会との委託契約

宮城県医師会に所属している産科医療機関において、産婦健康診査を実施する。

イ 上記以外の産科医療機関において、産後2週間、産後1か月の時期に産婦健康診査を実施した場合は、契約単価を上限に償還払いを行う。

③ 産婦健康診査の内容

・健康状態・育児環境の把握

・体重・血圧測定

・尿検査（蛋白・糖）

・産婦の精神状態に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを行う。

④ 産婦健康診査の時期・回数 対象者1人につき産後2週間、産後1か月の2回

⑤ 助成額 1回当たり5千円を上限とする。

※上記②ア及びイにおいて、上限5千円を超過した額は自己負担となる。

(2) 今後の予定

令和3年3月 「石巻市妊婦健康診査費助成事業実施要綱」を「石巻市妊産婦健康診査費助成事業実施要綱」として一部改正（施行予定年月日：令和3年4月1日）  
地元産科医療機関に、産婦健康診査の実施と周知について協力依頼  
4月 市報、市ホームページで周知

#### 4 産後ケア事業の実施について（健康部）

核家族化や晩婚等によって、産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、うつ状態の中で育児を行う母親が少なからず存在している状況であるが、育児不安やうつ状態が、子どもの虐待の誘因になることも指摘されている。

産後間もない時期に助産師等が中心となり、産婦の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、健やかに生活できるよう支援する必要があることから、母子保健法の改正が行われ、「産後ケア事業」の実施は市町村の努力義務と位置づけられた。

産婦自身が産後、育児中のセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、産後間もない時期に、助産師等が中心となり、支援する。

(1) 主な内容

① 対象者

市内に住所のある、生後4か月未満の乳児を抱える産婦であり、家族等から十分な家事、育児等の支援が受けられず、心身の不調、育児不安等がある者

（医療行為の必要な者及び母子のいずれかが感染性疾患に罹患している者を除く。）

ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

② 実施方法

ア 市が適切な事業運営を確保することができると認める団体に委託する。

あべ産科婦人科クリニック、NPOベビースマイル石巻、NPO石巻復興支援ネットワーク

イ 利用の流れ

(ア)利用申込み受付、面談（健康推進課又は各総合支所保健福祉課）

(イ)審査、利用決定通知送付（健康推進課又は各総合支所保健福祉課）

(ウ)利用者から施設へ電話で申込み、事業利用

③ 産後ケア事業の内容

事業は通所型とし、助産師等が次に掲げる産婦への支援を行うものとする。

ア 身体的ケア及び保健指導

イ 心理的ケア

ウ 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房マッサージを含む）

エ 育児の手技についての具体的な指導及び相談

④ 利用回数

利用回数は産婦1人につき1回までとする。

⑤ 料金

1件あたり 23,000円（内訳）委託料22,000円＋自己負担1,000円

(2) 今後の予定

令和3年3月 石巻市産後ケア事業実施要綱制定（施行予定年月日：令和3年4月1日）  
4月 市報、市ホームページ等で周知

5 石巻市老人憩の家の無償譲渡及び廃止について（福祉部・河北総合支所・河南総合支所・桃生総合支所）

高齢者の心身の健康保持、福祉の増進を図ることを目的として設置している老人憩の家は、地区住民の集会所施設として地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。

平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する地元自治会等が指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。

今般、石巻市行財政運営プラン等に基づき無償譲渡及び廃止について地元と協議した結果、合意に達したもの。

沢田、箱清水及び小池老人憩の家については、地縁団体に無償譲渡、北境老人憩の家については、集会所建設費等補助金を活用した集会所建設を前提とし廃止、解体することにより、地域コミュニティの更なる醸成や地区住民の自治意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

① 沢田老人憩の家

令和元年 9月 無償譲渡に関する要望書（沢田老人憩の家管理運営委員会より）受理  
令和2年 2月 地縁団体「沢田区」設立  
11月 譲渡に当たって必要なトイレ水洗化その他修繕着手（令和3年2月完了予定）

② 箱清水老人憩の家

令和元年 6月 無償譲渡に関する要望書（箱清水自治会より）受理  
令和2年 6月 譲渡に当たって必要な畳入替その他修繕完了  
7月 地縁団体「箱清水自治会」設立

③ 小池老人憩の家

令和元年 7月 無償譲渡に関する要望書（小池会館管理運営委員会より）受理  
令和2年 3月 地縁団体「小池会館管理運営委員会」設立  
11月 譲渡に当たって必要な屋根塗装その他修繕着手（令和3年3月完了予定）

④ 北境老人憩の家

令和元年 9月 無償譲渡に関する要望書（北境老人憩の家管理運営委員会より）受理  
令和2年 8月 健康に被害が及ぶほどの傾斜が判明。施設の使用に耐え得る程度の修繕には、高額な費用が必要になることを地元の説明  
同月 施設は廃止、解体し、集会所建設費等補助金を活用した集会所を建設したい旨、地元から回答

(2) 今後の予定

令和3年 2月 市議会第1回定例会に石巻市老人憩の家条例の一部改正及び財産の無償譲渡について提案（譲渡施設は同年4月1日、廃止施設は同年7月1日施行予定）

- 3月 譲渡対象の施設及び敷地を普通財産として所管換え、市有財産譲渡契約の締結
  - 4月 地縁団体へ無償譲渡
- (北境老人憩の家の解体及び集会所建設について)
- 7月 解体工事着手予定
  - 9月 同工事完了予定
  - 10月 集会所建設工事着手予定
- 令和4年 1月 同工事完了予定

## 6 石巻市第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について(福祉部)

障害者基本法に基づき策定している石巻市第3次障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき策定している第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画については、どちらも今年度で計画期間が満了する。

「すべての市民が障害の有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らせる共生のまちづくり」の実現に向けた障害者施策の基本計画として第4次障害者計画を策定し、また、国が定めた基本的な指針に即して必要なサービス量の見込みなどを定めた実施計画として第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定することで、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するもの。

### (1) 主な内容

#### 【計画策定の概要】

#### ① 計画の基本理念

「誰もが認めあい、支えあいながら、安心して自分らしく暮らせる共生のまちづくり」

#### ② 基本目標

基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成

基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進

基本目標3 児童の発達支援や療育体制の推進

基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進

基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進

基本目標6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進

#### ③ 計画期間

第4次障害者計画：令和3年度～令和8年度（6年間）

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画：令和3年度～令和5年度（3年間）

※詳細は別添のとおり

### (2) 今後の予定

令和3年2月中旬～3月上旬 パブリックコメント実施

3月中旬 第4回石巻市障害福祉推進委員会（最終案取りまとめ）

下旬 第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定  
関係事業所等への周知、市ホームページ等への掲載

## 7 子どもの居場所づくり(地域子ども食堂・移動型プレーパーク)支援事業の拡充について(福祉部)

平成31年4月から、子どもの居場所づくりとして地域団体及びNPO団体等が実施する「地域子ども食堂」、「移動型プレーパーク」に対し、運営費等の一部の補助を開始した。

しかし、令和元年度の申請は、移動型プレーパークは3件、地域子ども食堂は申請が無かったことから、子ども食堂を運営している団体に対しアンケート、ヒアリング等を実施したところ、補助内容が実態に合わず使い辛いものとなっており、より活用しやすい支援が求められた。

このため、令和2年度に、団体ヒアリング等を参考に補助内容を検討し、活動実態に即した見直しが必要となった。

申請に対する補助要件の緩和など事業を見直し、使いやすい制度とすることにより、子育て世代が住みやすいまちづくりの一助となり、子どもの居場所づくりが促進される。

## (1) 主な内容

### ①地域子ども食堂支援事業補助金

区 分	改 正 後	改 正 前	備 考
実施回数	原則年4回以上	原則月1回以上（年間概ね12回以上）	実施回数の緩和
子どもの参加人数	1回当たり概ね5名以上	1回当たり10名以上	参加人数の緩和
食事の提供	「持ち帰り」を追加		食事の提供方法の拡大
対象団体	削除	国、他の地方公共団体（石巻市含む。）の補助金等を受けていないこと。	対象団体の緩和
補助対象経費	他の機関、団体等から補助を受ける経費を控除		補助対象経費の見直し
補助上限額	下表のとおり	運営経費 5万円	運営経費の補助基準の見直し

#### ・補助上限額の改正について

開催1回当たりの子どもへの食事提供数	補助限度額
5食以上19食以下	1開催日当たり2,500円に年間開催回数を乗じて得た額。ただし、50,000円を限度とする。
20食以上39食以下	1開催日当たり5,000円に年間開催回数を乗じて得た額。ただし、100,000円を限度とする。
40食以上	1開催日当たり10,000円に年間開催回数を乗じて得た額。ただし、200,000円を限度とする。

### ②移動型プレーパーク支援事業補助金

区 分	改 正 後	改 正 前	備 考
実施回数	原則年4回以上	年10回以上	実施回数の緩和
子どもの参加人数	概ね5名以上	概ね10名以上	参加人数の緩和
対象団体	削除	国、他の地方公共団体（石巻市含む。）の補助金等を受けていないこと。	対象団体の緩和
補助対象経費	他の機関、団体等から補助を受ける経費を控除		補助対象経費の見直し

(2) 今後の予定

令和3年3月 石巻市地域子ども食堂支援事業補助金交付要綱及び石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金交付要綱の一部改正（施行予定年月日：令和3年4月1日）

※市ホームページにより周知するほか、子ども食堂及び移動型プレーパーク実施団体にメール等で周知

8 石巻市放課後児童健全育成事業の拡充について（福祉部）

本市では、児童クラブの待機児童解消策として、民間事業者の活用を推進するため、平成28年度から民間の放課後児童クラブに対して運営に係る補助金を交付している。

しかし、令和2年4月1日現在、民間の放課後児童クラブは2箇所しかなく、放課後児童クラブの利用待機児童数は170名となっており、その解消には至っていない。

参入を希望する民間事業者からは、施設整備に係る補助や利用者ニーズに即した運営を行うための補助の要望があり、民間事業者を活用して待機児童を解消するためには、補助金交付対象事業を拡充する必要がある。

補助金交付対象事業を拡充することで、民間事業者の参入を促して待機児童の解消につなげるほか、民間事業者の安定した経営、支援員の資質向上を図るもの。

(1) 主な内容

「石巻市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱」に掲げる補助対象事業を以下のとおり拡充する。

改 正 (案)	現 行
① 放課後児童健全育成事業	① 放課後児童健全育成事業
② 放課後児童クラブ送迎支援事業	② 放課後児童クラブ送迎支援事業
③ 小規模放課後児童クラブ支援事業	③ 小規模放課後児童クラブ支援事業
④ <u>放課後子ども環境整備事業</u>	
⑤ <u>放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)</u>	
⑥ <u>放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業)</u>	
⑦ <u>放課後児童支援員等処遇改善等事業</u>	
⑧ <u>障害児受入強化推進事業</u>	
⑨ <u>放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業</u>	
⑩ <u>放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</u>	
⑪ <u>放課後児童クラブ施設整備事業(創設)</u>	
⑫ <u>放課後児童クラブ施設整備事業(改築)</u>	
⑬ <u>放課後児童クラブ施設整備事業(拡張)</u>	

※詳細は別添のとおり

(2) 今後の予定

令和3年3月 石巻市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正  
(施行予定年月日：令和3年4月1日)

9 石巻市創業支援補助金の見直しについて（産業部）

本補助金は、産業競争力強化法に基づく本市の創業支援等事業計画が国の認定を受けたことに伴い、創業等に要する経費の一部を補助し、開業率の向上による市の産業の活性化及び雇用の確保を



目的に平成26年度に創設したものであり、令和元年度までに52者に交付し、新規創業を促進してきた。

補助金創設から6年、また、本年3月で震災後10年が経過することから、過去の執行状況を踏まえた上で、交付対象者等の見直しを図るもの。

(1) 主な内容

【見直しの内容】

	改正案	現行
交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>これから創業する者</li> <li>既に創業した者については創業（第二創業の場合は事業承継）から1年以内の者に限る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これから創業する者</li> <li>平成23年3月11日以降に創業（第二創業の場合は事業承継）した者</li> </ul>
補助率	4分の3以内（※変更無し）	4分の3以内
交付限度額	1事業者当たり <u>100万円</u>	1事業者当たり <u>200万円</u>
補助対象経費	交付決定日から1年以内に生じた次の費用 人件費、事業費（店舗家賃、設備購入費用、広報費用等）、委託料 ※1年間の経費が対象となるため、次年度においても申請可能 （※変更無し）	交付決定日から1年以内に生じた次の費用 人件費、事業費（店舗家賃、設備購入費用、広報費用等）、委託料 ※1年間の経費が対象となるため、次年度においても申請可能
交付決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>市から審査委託を受けた石巻産業創造株式会社（以下「ISS」）が、創業支援事業者連携会議の場を活用して申請者本人の事業計画等（プレゼンテーションを含む。）を採点する。</li> <li>ISSは採点結果を市に報告、市は採点結果を参考にして、交付の有無を決定する。 <u>交付（上限額 100万円）</u> <u>不交付</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市から審査委託を受けた石巻産業創造株式会社（以下「ISS」）が、創業支援事業者連携会議の場を活用して申請者本人の事業計画等（プレゼンテーションを含む。）を採点する。</li> <li>ISSは採点結果を市に報告、市は採点結果を参考にして、次の区分により交付の有無等を決定する。 <u>交付（上限額 200万円）</u> <u>〃（同 150万円）</u> <u>〃（同 100万円）</u> <u>不交付</u></li> </ul>

(2) 今後の予定

令和3年1～3月 創業支援関係事業者等へ周知  
市ホームページの更新

4月 石巻市創業支援補助金交付要綱の一部改正  
(施行予定年月日：令和3年4月1日)

10 石巻市観光客誘客促進支援業務（レッツゴー石巻）商品販売期間の延長及びクーポン追加付与等について（産業部）

石巻市観光客誘客促進支援事業（レッツゴー石巻）の商品販売期間については、国の観光需要喚起策であるGoToトラベル事業に合わせ、令和3年1月31日までとし、コロナ禍のために募集エリアを東北・新潟7県や宮城県内からの誘客促進を目的とした事業として実施している。

現在はGoToトラベル全国一斉停止に合わせ、本事業の募集を一時停止しており、商品の販売状

況については厳しい状況にあるが、本市独自クーポンの付与により、飲食店を中心とした市内事業者への効果は大きいものと考えている。

本事業の商品販売期間の延長並びに商品購入者へのクーポン付与上限額の廃止及び1,000円分クーポン追加付与により、国のGoToトラベル事業との相乗効果による誘客促進、本市独自のクーポン追加付与により消費を喚起し、地域経済の回復を図る。

(1) 主な内容

① 本事業の商品販売期間の延長について

国のGoToトラベル事業延長期間に合わせる。

ア 国の臨時交付金の繰越延長が認められた場合

(変更前) 令和2年10月15日から令和3年1月31日まで

(変更後) 令和2年10月15日から令和3年6月30日まで

※現時点では2月末までの延長となっているが、6月末までの延長が想定される。

イ 国の臨時交付金の繰越延長が認められない場合

(変更前) 令和2年10月15日から令和3年1月31日まで

(変更後) 令和2年10月15日から令和3年2月28日まで

※4月以降は国の第3次臨時交付金の活用を想定。

② クーポン付与上限額の廃止及び1,000円分クーポン追加付与

・商品種別ごとに設定していたクーポン付与上限額を廃止する。

・実質消費者負担額1,500円以上となる商品に、一律1,000円分のクーポンを追加付与する。

・上限廃止及びクーポン追加付与日：

変更日は令和3年2月1日とし、事業再開については国のGoToトラベル事業再開日利用分からとする。

(2) 今後の予定

令和3年2月 関係事業者への通知

本事業サイト、市ホームページ等で周知

## 1.1 石巻市私立幼稚園運営費補助金の見直しについて（教育委員会）

私立幼稚園の健全な経営及び保護者の負担の軽減を図ることを目的とし、石巻市内で開園している私立幼稚園の設置者に対し、昭和49年度から運営費の一部を助成してきた。

平成27年度における子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、新制度に移行した幼稚園については、国の公定価格に基づいた新たな給付制度（施設型給付）に移行した。

国の公定価格には運営費の一部が含まれていることから、当市単独費用である私立幼稚園運営費補助金の内容と重複するため、新制度へ移行した園に対する補助金の見直しを行う必要がある。

なお、石巻市の私立幼稚園では、令和2年度にカトリック幼稚園が新制度へ移行し、令和3年度には穀町幼稚園が移行予定である。

私立幼稚園の健全な経営及び保護者の負担の軽減を図ることを目的とする。

(1) 主な内容

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、新制度に移行した園に対し補助金を廃止する。

未移行の私立幼稚園に対しては補助金を継続する。

【新制度移行幼稚園】

令和2年4月 石巻カトリック幼稚園

令和3年4月 穀町幼稚園（予定）

【新制度未移行幼稚園】

法山寺幼稚園、石巻みつほ幼稚園、ひばり幼稚園、長浜幼稚園

（参考）石巻市私立幼稚園運営費補助金について

【補助対象経費】 施設整備費、教材・教具費、教育研究費

【積算基礎】 幼稚園割 1園 160,000円  
職員割 1人 30,000円×職員数  
園児割 1人 1,200円×園児数

(2) 今後の予定

令和3年 3月上旬 石巻市私立幼稚園運営費補助金交付要綱の一部改正  
（施行予定年月日：令和3年4月1日）  
各幼稚園へ改正内容を説明  
4月 穀町幼稚園が新制度へ移行予定

1.2 石巻市雄勝体育施設の指定管理者の指定について（教育委員会）

東日本大震災の津波により雄勝地域の体育施設であった石巻雄勝B&G海洋センター及び雄勝グラウンドが壊滅的な被害を受けたため、雄勝中心部地区に、「雄勝体育施設」として雄勝体育館、雄勝多目的運動広場、雄勝艇庫の再建整備を進めており、令和3年1月末に工事が完了予定であることから、同年4月1日から供用を開始する。

本施設の管理・運営について効果的かつ効率的に運営するため、指定管理者を指定するもの。

(1) 主な内容

石巻市雄勝体育施設指定管理者を下記のとおり指定する。

① 施設概要

ア 名称	雄勝体育館	雄勝多目的運動広場	雄勝艇庫
イ 所在地	石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑地内	石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑地内	石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑地内
ウ 建物概要			
(ア)敷地面積	6,591.20㎡ (うち多目的運動広場2,259㎡)		2,742.99㎡
(イ)建物面積	708.61㎡		279.38㎡
(ウ)延床面積	850.85㎡		279.38㎡
(エ)構造	鉄骨造、2階建		鉄骨造、平家建
(オ)供用開始	令和3年4月1日	令和3年4月1日	令和3年4月1日

② 指定管理者候補者及び選定方法

ア 選定候補者 公益社団法人MORIUMIUS 代表理事 立花 貴  
石巻市雄勝町明神字沼尻13番地5

イ 選定方法 5名による石巻市雄勝体育施設指定管理者候補者選定委員会を設置し、申請者から提出された申請書類の審査を行い、採点方式により指定管理者候補を選定した。なお、申請者については、総合点数の2分の1以上の点数を獲得したため、指定管理者候補として適格と判断した。

③ 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

(2) 今後の予定

令和3年	1月末	工事完了(予定)
	2月	市議会第1回定例会に指定管理者の指定及び指定管理料の債務負担行為の一般会計補正予算について提案
	3月	石巻市雄勝体育施設管理規則及び石巻市雄勝体育施設使用料規則制定 指定管理者と基本協定締結
	4月1日	石巻市雄勝体育施設供用開始 指定管理者と年度協定締結、指定管理者による管理・運営開始

1.3 石巻市雄勝地域拠点エリアの指定管理者の指定について(雄勝総合支所・産業部)

東日本大震災により、雄勝硯伝統産業会館や周辺の観光施設、商店街などが被災し、雄勝地域における拠点機能が失われた。このことから、賑わいの創出と伝統産業、地場産業の核となる新たな拠点施設の整備を官民協働で進め、令和2年度から直営にて運営を開始している。

雄勝地域拠点エリアは、雄勝硯伝統産業会館及び雄勝観光物産交流館で構成される施設であり、それぞれの施設特徴を活かしながら、一体的に管理運営を行うことにより、効果的・効率的な事業展開を期待できることから、指定管理者を指定するもの。

(1) 主な内容

- ① 名称 石巻市雄勝地域拠点エリア(愛称:硯上の里おがつ)
- ② 所在地 石巻市雄勝町下雄勝地内
- ③ 施設の概要  
ア 雄勝硯伝統産業会館 木造一部鉄骨造2階建て:延床面積1,652.02㎡  
イ 雄勝観光物産交流館 木造一部鉄骨造平家建て:延床面積1,097.93㎡  
ウ その他付帯施設 駐車場:乗用車51台 身障者4台 大型5台
- ④ 指定する法人又は団体

指定候補者 硯上の里おがつ運営協議会 会長 澤村 文雄  
石巻市雄勝町下雄勝二丁目17番地

指定方法 非公募

指定の理由 雄勝地域拠点エリア「硯上の里おがつ」は雄勝地域の水産・伝統産業の振興、来訪者と市民との交流の促進及び地域の活性化を図るための施設である。

雄勝硯伝統産業会館は、雄勝硯に関する歴史的事績並びに硯に関する資料の収集等、雄勝硯の歴史文化を学習できる施設であることから、専門的かつ高度な知見をもって、雄勝硯の伝承及びPR活動の展開が求められる。

雄勝観光物産交流施設は、地場製品の振興及び地域経済の活性化を目的とした施設であり、民間が持つ効率性や柔軟性を兼ね備えた部分を求められる。

雄勝硯に関する専門的知識を有する職員が在籍し、併せて被災以前の雄勝硯伝統産

業会館の指定管理を受託していた「雄勝硯生産販売共同組合」及び市内において観光振興及び物産振興の重要な担い手であり、実績のある「(一社)石巻観光協会」を構成員とし、雄勝地域拠点エリアの管理運営を主体業務として設立した「硯上の里おがつ運営協議会」に公募によらない指定管理者として選定するものである。また、令和3年4月には「道の駅」として登録される予定となっており、地域の状況把握、地域事情の精通がさらに重要であることから、同協議会を選定しようとするもの。

⑤ 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

⑥ 運営形態 雄勝硯伝統産業会館 休館 毎週火曜日及び12月29日から1月3日

開館時間 午前9時から午後5時

雄勝観光物産交流館 休館 年中無休

開館時間 各テナント等の営業時間による

情報発信施設は24時間開館

## (2) 今後の予定

令和3年 2月 市議会第1回定例会に指定管理者の指定及び指定管理料の債務負担行為の一般会計補正予算について提案

3月 指定管理者の指定について通知  
指定管理に係る基本協定書の締結

4月 指定管理に係る年度協定書の締結  
指定管理者による管理運営開始

## [報告事項]

### 1 復興事業の進捗に伴う組織の見直しについて(財務部)

組織の見直しについては、これまで震災の復興状況や各種行政課題に対応した組織再編を随時行ってきた。

今後、復興事業の進捗や終息に合わせた、組織のスリム化による効率的・効果的な組織体制の見直しが必要となっている。

復興事業の進捗状況に合わせた効率的・効果的な組織体制への改編を行うもの。

#### (1) 主な内容

「半島復興事業部」の廃止改編について

同部については、被災した半島沿岸地区の復興整備を進めるため、平成29年4月に設置した。

復興期間の終了に合わせ、被災した半島沿岸拠点地区の復興整備に概ね完了の見通しがついたことや、漁業集落整備についても未完了地区が減少したことなどから、当該事業を所管する半島復興事業部を復興事業部に統合する。

#### (2) 今後の予定

令和3年2月 市議会第1回定例会に、石巻市組織条例の一部改正を提案  
(施行予定年月日：令和3年4月1日)

### 2 住居確保給付金支給事業の支給期間の延長について(福祉部)

本事業は、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、昨年4月から支給要件の緩和等が

なされ、支給期間についても、今年度申請分については最長で9か月間を支給できるとされていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、昨年12月に支給期間が最大で12か月まで延長できることが閣議決定され、同月に生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令が公布された。

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する世帯の住居の安定確保を図る。

(1) 主な内容

・支給期間の延長について

原則3か月間（最長9か月間）としていた支給期間について、今年度中に新規申請した世帯については、延長を3回までとし、支給期間は最長で12か月間まで可能とする。

ただし、支給期間の再々延長（10か月目から12か月目）については、次の要件を満たすこと。

- ① 資産要件 支給期間（再々延長）の世帯については、所有する金融資産の合計額が基準額に3を乗じた額（当該額が50万円を超える場合は50万円）以下であること。

世帯の人数	基準額（円）	金融資産合計額（円） ※上限額50万円
1	80,000	240,000
2	119,000	357,000
3	144,000	432,000
4	169,000	500,000

- ② 求職活動要件（以下の要件を全て満たすこと）

- ア ハローワークへの求職申込
- イ 常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ウ 月に1回以上の自立相談支援機関との面談
- エ 月に2回以上のハローワークにおける職業相談等
- オ 週に1回以上の企業等への応募・面接の実施

(2) 今後の予定

特に無し

3 市立桜坂高等学校の学級減について（教育委員会）

宮城県教育委員会は、第3期県立高校将来構想において高校の適正な規模として4～8学級を目安とし、石巻地区については適正な規模であることから、再編等によらず学級減を基本とする方針を示している。

令和元年11月、宮城県教育庁教育企画室長から、桜坂高等学校の令和4年度入学生からの1学級減の検討について依頼があった。

石巻地区の中学校卒業生数の状況や近年の桜坂高等学校の出願倍率と充足率を鑑みると、桜坂高等学校の1学級減についてはやむを得ないものと判断し、令和4年度入学生から実施するもの。

(1) 主な内容

令和4年度入学生から学励探求コースを1学級減にし、収容定員を200人（5クラス編成）か

ら160人（4クラス編成）に変更する。

課程	学科	修業年限	収容定員(人)			
			学年	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全日制	普通科	3年	第1学年	160	160	160
			第2学年	200	160	160
			第3学年	200	200	160
			計	560	520	480

※収容定員 200 人(5クラス編成) … 学励探求コース(3クラス)、キャリア探求コース(2クラス)

※収容定員 160 人(4クラス編成) … 学励探求コース(2クラス)、キャリア探求コース(2クラス)

(2) 今後の予定

令和3年3月 令和3年石巻市教育委員会第3回定例会に石巻市高等学校学則の一部改正について提案

5月 県内各教育委員会及び市内各中学校に「石巻市高等学校学則の一部改正」について周知

【その他】

- ・固定資産税及び都市計画税の課税免除又は不均一課税の見直しに関する市議会への提案について（財務部）
- ・令和2年度宮城県原子力防災訓練の延期について（総務部）

以上